

施設長 各位

那覇市医師会  
会 長 友利 博朗  
担当理事 宮城 政剛



新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う  
入院勧告の終了と発生届・退院届等の取り扱いについて(依頼)

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。

沖縄県医師会を通じて「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う入院勧告の終了と発生届・退院届等の取り扱いについて(依頼)」が届きましたのでご案内申し上げます。

また、関係文書は当会ホームページ(新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報)に掲載しております。

☆ 問合せ先(那覇市医師会 事務局:石垣・前泊 / 電話 098-868-7579)

.....記.....

沖縄医発第 173 号  
令和 5 年 4 月 28 日

地区医師会長 殿

沖縄県医師会  
会 長 安里哲好

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う  
入院勧告の終了と発生届・退院届等の取り扱いについて(依頼)

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部総括情報部長(沖縄県保健医療部長)から、標記文書の発出がありましたので、お知らせ致します。

本件は、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行および公費支援の具体的内容について(令和 5 年 3 月 17 日付、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)により、5 月 1 日以降に入院勧告は行わないものの、2 類相当に位置づけられる 5 月 7 日までは従前どおり発生届や退院届を各保健所に届け出てください旨の内容となっております。

つきましては、ご多忙の折誠に恐縮に存じますが、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下会員施設への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 入院勧告の終了について

①入院勧告を受けている方は、4 月 30 日で勧告解除(終了)となります。5 月 1 日以降、感染症法に基づく入院の措置は行われません。

2. 保健所への届出について

①新型コロナウイルス感染症が 2 類相当である 5 月 7 日までは、従前どおり保健所への発生届・退院届等の提出をお願いします。

②新型コロナウイルス感染症の治療終了後も他科で入院を継続される場合、退院届出が遅延することがあります。ついては、新型コロナウイルス感染症に関する治療が終了次第、速やかな届出をよろしくお願いいたします。

③発生届の登録において、患者基本情報(氏名、所在地、電話番号)、発症日等を漏れなく正確にご記入ください。

多くの医療機関が休診する連休期間中は発生届における患者連絡先に誤りがあると患者の連絡先を確認できず健康観察ができないため、連休期間中に発生届を提出する際は誤りのないよう特に注意するようお願いいたします。

沖縄県医師会事務局業務 2 課:平良、高良  
TEL:098-888-0087  
FAX:098-888-0089  
g2@okinawa.med.or.jp